第８期川崎市子どもの権利委員会からの
「子どもの相談及び救済機関の利用促進（答申）」
の提言に対する措置

２０２６（令和８）年１１月

川　崎　市

本書は、第８期川崎市子どもの権利委員会による「子どもの相談及び救済機関の利用促進（答申）」に対して、「川崎市子どもの権利に関する条例」第 40 条に基づき講じた措置又は講じようとしている措置について公表するものです。

【参考】川崎市子どもの権利に関する条例（抜粋）

第７章　子どもの権利の保障状況の検証　　（権利委員会）

第３８条　子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

２　権利委員会は、第３６条第２項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

３　権利委員会は、委員１０人以内で組織する。

４　委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

５　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

７　第４項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

８　委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

９　前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（検証）

第３９条　権利委員会は、前条第２項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

２　市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

３　権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

４　権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

５　権利委員会は、第２項の報告及び第３項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

６　権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

（答申に対する措置等）

第４０条　市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

２　市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

【措置の公表までの流れ】

令和４年１２月　市長から「子どもの相談及び救済機関の利用促進」に関して諮問
令和７年　４月　上記諮問に対して、子どもの権利委員会から市長へ答申
　　以降、答申内容を受けて、庁内において取組を推進
令和８年１１月　答申の提言に対する措置を取りまとめ、公表

目　次

提言１に対する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

提言２に対する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

提言３に対する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

提言４に対する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

提言５に対する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

［参考資料］第８期川崎市子どもの権利委員会への諮問（写）・・・・・・・・・・・１６

本書中の「条例」又は「子どもの権利条例」という記述は、特に断りなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。

【提言１に対する措置】

子どもの権利を基盤とした相談・救済機関としての情報の伝え方等の多層・多様化の実現

［提言内容］
（1）子どもの権利の普及・啓発を含めアクセスしやすいあり方の工夫に取り組む必要
（2）安心してなんでも話せる場づくり、関係づくりに努める必要
（3）困難な立場に置かれている子どもの相談・救済をより積極的に行う必要

（1）子どもの権利の普及・啓発を含めアクセスしやすいあり方の工夫に取り組む必要

●子ども・若者がＳＯＳを発信しやすい環境の整備を図るため、「かながわ子ども家庭１１０番相談ＬＩＮＥ」や「あなたのいばしょチャット相談」等の相談窓口の周知を行っています。また、ＧＩＧＡ端末に相談窓口に関するページを登録し、相談へのアクセス向上に取り組むほか、相談者の状況に応じた適切な支援につなげるため、関係機関において「かわさきサポートブック」を活用した支援連携を実施してきました。引き続き、「かわさきサポートブック」の掲載内容の充実を図るとともに、他都市の先進的な取組も踏まえながら、地域の関係団体等との連携を強化し、困難な課題を抱える子ども・若者に対する支援施策の充実に取り組んでいきます。［こども未来局企画課］

●「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催や、リーフレット、市政だよりなどを活用した普及啓発を実施しました。また、こどもページに「人権オンブズパーソン」の項目を新設し、周知と相談利用の促進に向けた改修を行いました。今後も、一人ひとりが子どもの権利に対して理解を深められるよう、多様な広報媒体を活用した取組を進めます。また、こどもページについては定期的な見直しを行うとともに、大幅な更新時には子どもの意見を反映しながら、利便性の向上と利用促進に取り組みます。［こども未来局青少年支援室］

●子どもが相談先を認識し、電話以外の方法でも相談できるよう、児童虐待防止センター等の電話番号や「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」の二次元コードを掲載した SOS カードを作成し、市内全ての小中高等学校に配布しました。引き続き、子ども自身が相談しやすい環境づくりに向けて、相談窓口のさらなる周知方法について引き続き検討していきます。［こども未来局児童家庭支援・虐待対策室］

●市立小中高等学校及び特別支援学校の児童生徒等へ配布する相談カードには、メールや LINE 相談につながる二次元コードを掲載し、子ども自身が相談しやすい環境づくり

を進めました。また、24時間電話相談のフリーダイヤル化やGIGA端末から利用しやすいメール相談環境の整備、スクールカウンセラー配置校の拡充など、相談体制の充実に取り組みました。引き続き、権利学習を通じて、相談することも権利であることを周知していきます。さらに、電話・メール相談やスクールカウンセラー等による相談体制の充実を図りながら、子どもが安心して相談できる環境づくりを推進するとともに、スクールカウンセラーの小学校・特別支援学校への配置拡充についても引き続き検討していきます。［教育委員会事務局教育政策室、指導課、生涯学習推進課、教育相談センター］

●人権オンブズパーソンの相談案内を記載した相談カードを市内の小中学校の児童生徒に配布するとともに、人権オンブズパーソン等が学校を訪問する「子ども教室」を実施し、子どもの権利条例の内容や、相談方法、人権オンブズパーソンが気軽に相談できる窓口であることを周知しました。GIGA端末等からテキストで相談できる環境を整備し、相談受付フォームへアクセスできる二次元コードを相談カードに掲載するなど、相談しやすい環境づくりと広報物の改善に取り組みました。引き続き、子ども教室等を通じて子どもの声を聴きながら、子どもが安心して気軽に相談できる環境の整備と、相談窓口の周知利用促進に取り組んでいきます。［市民オンブズマン事務局］

（2）安心してなんでも話せる場づくり、関係づくりに努める必要

●すべての子どもにとって保育園が安全安心に過ごせる場となるよう保育を実施するとともに、保護者が育児の悩みを相談するなど気軽に交流できる懇談の場を設け、保護者同士のつながりづくりを支援しました。また、医療的ケア児については公立保育所21園で受入れを行うとともに、障害のある子どもを含むすべての子どもが共に育ち合い、お互いを理解し支え合える関係づくりを進めるなど、インクルーシブ保育に取り組みました。引き続き、すべての子どもが安全安心に過ごせる保育環境の充実を図るため、継続した取組を行うことで、医療的ケア児や障害のある子どもを含むすべての子どもが共に育ち合える環境づくりを推進していきます。［こども未来局保育・子育て推進部］

●こども文化センターや子ども夢パーク等において、スタッフが日頃から子どもたちに積極的に声をかけ、コミュニケーションを図ることで信頼関係を築き、気軽に相談しやすい環境づくりに努めました。また、こども文化センターやわくわくプラザ等のスタッフを対象に、子どもの権利や子どもとの関わり方、特別な配慮を要する子どもへの支援方法等について学ぶ資質向上研修を実施し、支援力の向上を図りました。引き続き、子どもたちが安心して相談できる環境づくりに取り組むとともに、支援が必要な子どもを適切な支援につなげられるよう、スタッフの資質向上を図ります。また、虐待等が疑わ

れる場合には、学校や児童相談所など関係機関と連携しながら、必要な支援を実施していきます。［こども未来局青少年支援室］

●児童養護施設等において、子どもの権利擁護や相談救済に関する研修等の情報を施設職員へ提供するとともに、権利擁護に関する理解を深める説明会を開催し、施設訪問による指導・助言を行いました。また、里親及び里親登録希望者を対象に、認定研修、フォローアップ研修等を実施し、子どもの権利擁護に関する理解促進を図りました。さらに、児童相談所職員に対しても、制度や面接技法等に関する研修を実施し、子どもが安心して相談できる対応力の向上に取り組みました。引き続き、子どもの相談や意見表明を支える支援者の理解と対応力の向上を図り、子どもが安心して思いや意見を伝えられる環境づくりを推進していきます。［こども未来局児童家庭支援・虐待対策室］

●子どもの人権等に関わる NPO 法人等との情報交換会や、他自治体の子どもの相談救済機関との合同研修・意見交換を目的としたフォーラム、全国自治体シンポジウム等に参加し、幅広い知識の習得と相談対応スキルの向上を図ることで、子どもが安心して相談できる体制づくりに取り組みました。引き続き、関係機関や団体との情報交換、子どもの権利に関するフォーラムやシンポジウム等への参加を通じて、知識の習得と相談対応スキルの向上に努め、子どもが安心して相談できる環境づくりを推進していきます。［市民オンブズマン事務局］

●人権尊重教育に関する研修を実施するとともに、人権尊重の視点に立った教育活動や児童生徒同士の信頼関係づくりを支援しました。また、子どもへの暴力防止のための CAP プログラムを実施し、子どもが暴力や権利侵害から身を守る方法や、自他の権利の大切さについて学ぶ機会を提供しました。さらに、子どもの権利や意見表明権に関する研修を実施するとともに、効果的な学習資料を GIGA 端末で活用できる環境を整備しました。加えて、研修を通じてスクールカウンセラーの活用について学校への周知を図るなど、子どもが安心して相談できる環境づくりを進めました。引き続き、校長研修や教職員研修等を通じて、子どもの権利や人権尊重についての理解促進を図るとともに、児童生徒が安心してなんでも話せる学校づくりや児童生徒同士の信頼関係づくりを支援していきます。また、子どもの権利学習や意見表明の取組を推進するとともに、スクールカウンセラーの活用を含め、子どもが安心して相談し、自分の意見を表明できる環境づくりに取り組みます。［教育委員会事務局教育政策室、指導課、カリキュラムセンター、教育相談センター］

（3）困難な立場に置かれている子どもの相談・救済をより積極的に行う必要

●困難な立場に置かれている子どもの相談に対応する支援者を対象に、思春期精神保健の支援体制の充実に向けて、課題整理やより効果的な相談支援の方法の検討と研修、事例検討会を実施したほか、概ね 16 歳以上の思春期の精神保健に関する相談について電話相談に応じました。また、地域療育センターにおいては、０歳から１８歳までの障害及び障害の疑いのある児童とその家族に対して、専門的かつ総合的な支援を行ったほか、子ども発達・相談センターにおいては、地域療育センターと子ども発達・相談センターが連携しながら、発達に心配のある児童が早期に発達支援を受けられるような体制を構築し、適時適切な相談支援を実施しました。支援者への研修や事例検討を実施するとともに、関係機関と連携しながら、困難な立場に置かれている子どもへの支援体制の充実を図ります。［健康福祉局障害計画課、こころの健康課］

●市内各児童相談所を通じて「子どもの権利ノート」を、施設入所児童及び里親委託児童へ配布しています。権利ノートの配布については、入所委託開始時だけではなく、継続して入所・委託されている児童にも配布することで、すべての対象児童が自らの権利や相談先について理解を深められるよう取り組んでいます。「第 3 期川崎市こども・若者の未来応援プラン」に基づき、課題を抱える子どもや家庭への支援の充実を図るとともに、関係機関の連携による切れ目のない支援を推進していきます。また、措置児童の年齢や発達段階に応じて権利ノートの活用や説明方法を工夫し、関係機関と連携しながら子どもの権利擁護の取組を進めていきます。［こども未来局企画課、児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当］

●困難な立場に置かれている子どもが相談しやすい環境の充実に向け、24 時間電話相談のフリーダイヤル化や GIGA 端末から利用しやすいメール相談環境の整備を行いました。また、身近な相談窓口であるスクールカウンセラーの配置拡充や、不登校児童生徒を支援するゆうゆう広場における教育相談員、メンタルフレンド、カウンセラーの配置に加え、心理カウンセラーによる相談支援を開始するなど、相談体制の充実に取り組みました。引き続き、すべての子どもが安心して自分らしく生活できるよう、教職員への研修や理解促進の取組を進めるとともに、電話、メール相談やスクールカウンセラー等による相談体制の充実を図るとともに、小学校や特別支援学校への配置拡充も検討しながら、子どもが安心して相談できる環境づくりを推進していきます。［教育委員会事務局教育政策室、指導課、教育相談センター］

【提言２】

相談・救済に関する各種取組への絶え間ない検証・効果測定の実現

［提言内容］
（1）人権オンブズパーソンにおいて相談の減少傾向の分析、広報物の効果測定、テキストベースも含めた様々な相談方法の検討の必要
（2）児童相談所において、虐待通告に関する広報の効果測定、意見聴取等措置に関する調査、一時保護児童の権利擁護に関する調査の必要
（3）行動計画の自己評価について客観的・定量的な目標設定をした上で、今後取り組むべき課題を検討する必要

（1）人権オンブズパーソンにおいて相談の減少傾向の分析、広報物の効果測定、テキストベースも含めた様々な相談方法の検討の必要

●人権オンブズパーソン制度について、認知度向上と相談しやすい環境づくりに取り組みました。子どもからの相談については、電話相談に加えテキストベースでの相談を開始するとともに、市内小・中学校等で配布する相談カードに GIGA 端末等から相談受付フォームへアクセスできる二次元コードを掲載しました。また、「こどもタウンニュース」を通じて、人権オンブズパーソンの相談内容や利用方法の周知を行いました。引き続き、子どもの相談状況等を踏まえながら、人権オンブズパーソン制度の認知度向上に取り組むとともに、子どもがより安心して利用できるよう、相談しやすくアクセスしやすい環境の整備を進めていきます。［市民オンブズマン事務局］

（2）児童相談所において、虐待通告に関する広報の効果測定、意見聴取等措置に関する調査、一時保護児童の権利擁護に関する調査の必要

●児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、学校をはじめとする関係機関との情報共有や役割分担、支援方針等について協議するとともに、虐待対応ハンドブックを配布し、虐待が疑われる場合の対応及び通告について周知しました。また、意見聴取等措置を適切に実施し、子どもの意見を援助方針の検討における重要な要素として取り扱いました。一時保護児童の権利擁護については、学習権の保障に向けて、学校への通学支援を行ったほか、学習専門指導員等による学習支援を実施しました。あわせて、パソコンやタブレット端末の配置、Wi-Fi 環境の整備により、学習機会の確保及び学習環境の充実を図りました。引き続き、学校、区役所、児童相談所その他の関係機関との連携を強化するとともに、虐待通告対応における課題の把握に努め、その結果を学校への周知啓発の改

善につなげます。また、意見聴取等措置については、子どもが安心して意見を表明できる環境の確保に引き続き努めるほか、一時保護施設においては、意見表明等支援事業の活用も含め、子どもの意見を踏まえた施設運営や支援内容の改善、職員の人材育成に取り組みます。さらに、学習機会の確保及び一時保護が長期化する子どもの生活環境の充実について、引き続き検討を進め、改善に努めてまいります。［こども未来局児童家庭支援・虐待対策室］

（3）行動計画の自己評価について客観的・定量的な目標設定をした上で、今後取り組むべき課題を検討する必要

●本市では、子どもと大人が目指すべき姿（将来像）を共有化することや、目指すべき姿（将来像）の実現に向けて施策を進めるための目標設定等をしていくことが重要であると考え、令和７年 11 月に、第９期川崎市子どもの権利委員会に対して「子どもの権利が尊重されるための目指すべき姿や目標設定のあり方等について」の諮問を行い、専門的な知見や多様な観点から検証をいただいているところです。検証の状況を見据えつつ、自己評価等について、所管課に記載を求める項目及び報告書様式の改善を進めるとともに、今後取り組むべき課題について、第９次子どもの権利に関する行動計画の策定に向けて検討・整理してまいります。［こども未来局青少年支援室］

【提言3】相談・救済機関によるキャッチ・受け止め・つなぎ・連携・フィードバック等の一連の流れの能力向上の実現

［提言内容］
（1）子どもに直接関わる、関わらないを含め全職員の子どもの権利に関する価値・倫理観の一層の充実を図る必要
（2）子どもが相談しやすい場を増やしていく必要
（3）子どもに直接かかわらないと思われる機関も、積極的に連携する必要

（1）子どもに直接関わる、関わらないを含め全職員の子どもの権利に関する価値・倫理観の一層の充実を図る必要

●子どもの権利や条例についての基礎的な内容から、各施設や団体の活動・業務などに合わせた内容の研修を継続的に実施しました。また、こども文化センターやわくわくプラザ等のスタッフに対し、子どもの権利や子どもへの関わり方、特別な配慮を要する子どもへの支援方法等を学ぶための資質向上研修を実施しました。必要とする機関・団体に情報が確実に届くよう、講師派遣制度に関する広報・周知について、より効果的な手法を検討していきます。また、全庁的な子どもの権利に関する理解や習熟度の向上を図るため、庁内研修の機会の拡充に向けて働きかけを行うとともに、e ラーニングの活用などにより、職員の習熟度向上に向けた取組の検討を進めます。［こども未来局青少年支援室］

（2）子どもが相談しやすい場を増やしていく必要

●人権オンブズパーソン相談窓口の周知に向けて、市内小中学校の児童生徒に相談案内を記載した相談カードを配布しているほか、人権オンブズパーソン等が市内の小中学校等を訪問し、「子ども教室」を開催しています。子ども教室では、子どもの権利条例の内容や、人権オンブズパーソンが気軽に相談できる機関であること、具体的な相談方法などについて説明し、安心して相談できることを伝えています。また、子ども教室の開催を通じて子どもたちと顔の見える関係づくりを進めるとともに、より相談しやすい環境を整備するため、電話相談に加え、GIGA 端末等からテキストベースで相談できる仕組みを導入しています。あわせて、相談カードに相談受付フォームへ直接アクセスできる二次元コードを掲載するなど、広報物の改善に取り組んでいます。引き続き、子ども教室等を通じ子どもの声を聴きながら安心して相談できる環境整備に取り組んでいきます。［市民オンブズマン事務局］

●子どもが相談しやすい場について、児童生徒を対象にした相談窓口、身近な相談場所の充実に向けた事業に取り組みました。24 時間電話相談はフリーダイヤルに一本化し、通話料無料としました。メール相談事業では、GIGA 端末からのアクセスがしやすくなりました。身近な相談場所としてのスクールカウンセラー配置事業においては、配置を令和 8 年度より小学校にも広げ、カウンセラーの訪問回数を増やしました。スクールカウンセラーの配置については、小学校及び特別支援学校への更なる拡充に向けて、引き続き検討を進めます。また、教員を対象とした研究・研修を通じて、子どもが安心して相談できる学級づくりや、スクールカウンセラーの効果的な活用方法について周知を図ります。あわせて、24 時間電話相談やメール相談など、多様な相談手段について周知を進め、子どもが相談しやすい環境の充実に取り組んでまいります。［教育委員会事務局指導課、教育相談センター］

(3)子どもに直接かかわらないと思われる機関も、積極的に連携する必要

●これまで「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（令和 4 年度～令和 7 年度）において、子ども若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い、支え合えることのできるまちを目指し、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実、支援が必要な子ども若者や子育て家庭を支える環境の充実を施策の方向性として示し、総合的に施策を展開してきました。令和 8 年 3 月策定の「第 3 期川崎市こども・若者の未来応援プラン」においては、「課題を抱えるこども・家庭への「切れ目のない支援」」を重点的課題として位置付け、課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実を図ることとしており、今後も引き続き、個々の状況に応じた適切な援助を行うため、相談機関・支援機関による支援の充実と相互の連携を強化し、個別支援と連携しながら地域ネットワークの強化につながる取組を推進してまいります。［こども未来局企画課］

【提言4】相談・救済機関の選択肢を拡充し、利用促進のための環境整備の実現

[提言内容]
(1)個別の支援が必要な子ども・保護者の多岐にわたる相談が受けられる相談機関の整備・機能の充実を図る必要
(2)地域の公的施設や人的資源をさらに生かし、子どもたちの多様な居場所の選択肢を増やす取組を行う必要
(3)多様な背景を持つ子ども、個別の支援が必要な子どもとその保護者を支える取組をなお一層進める必要
(4)学校内の環境を見直し、「相談して良いんだ」と子どもが感じられる模擬体験授業など、子どもの権利の説明だけで終わらせない取組を更に進める必要

(1)個別の支援が必要な子ども・保護者の多岐にわたる相談が受けられる相談機関の整備・機能の充実を図る必要

●子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました。令和8年度からこども家庭センターを本格実施することとし、多様な問題を抱えた家庭・児童への相談に対し、引き続き、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取組等を進めてまいります。[こども未来局児童家庭支援・虐待対策室]

●個別の支援が必要な子ども・保護者を対象にして、相談しやすい窓口、身近な相談場所の充実に向けた事業に取り組みました。24時間電話相談はフリーダイヤルに、また総合教育センターの電話相談も番号を溝口相談室に一本化しました。身近な相談場所としてのスクールカウンセラー配置事業においては、配置を令和8年度より小学校15校にも広げました。スクールカウンセラーの配置については、小学校及び特別支援学校への更なる拡充に向けて、引き続き検討を進めます。また、個別の支援を必要とする子どもや保護者が相談しやすい環境の充実に取り組んでまいります。[教育委員会事務局指導課、教育相談センター]

(2)地域の公的施設や人的資源をさらに生かし、子どもたちの多様な居場所の選択肢を増やす取組を行う必要

●フリースペースえんやこどもサポート（旭町・小田）等を通じて、不登校児童生徒など

の居場所づくりと支援の充実に取り組んできました。また、子どもが誰でも利用できるこども文化センターの各施設において、大学生スタッフやボランティア等による中高生向けの勉強会の開催や、特別な配慮を要する子どもの居場所となるよう取り組みました。引き続き、こども文化センター等の地域における資源を活用し、多様なニーズに応じた居場所づくりを進めるとともに、各施設での好事例を横展開していけるよう、指定管理者等との情報交換を行ってまいります。［こども未来局青少年支援室］

（3）多様な背景を持つ子ども、個別の支援が必要な子どもとその保護者を支える取組をなお一層進める必要

●障害のある子どもが豊かな地域生活を送れるよう、法に基づいたサービスを提供しました。児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービス提供等を通じて、障害のある子どもも豊かな地域生活を送れるように支援しました。利用実績の伸びに応じた給付費等の増額が必要となっていきます。義務的な経費であり、障害児施設や事業の利用実績の伸びに応じて増額が必要であるため、対応してまいります。［健康福祉局障害計画課、障害福祉課］

●各区役所において、子どもや家庭への切れ目のない支援の充実に向け、子育て情報の提供や相談支援、要保護児童対策、発達支援、外国につながる子どもや家庭への支援、学習支援等を実施するとともに、関係機関や地域団体と連携した支援体制の充実を図りました。地域子育て情報の発信や相談支援、発達支援事業、要保護児童対策事業、外国につながる子どもや家庭への支援等を継続するとともに、区内関係機関や地域団体との連携を強化し、ICT の活用や多言語対応の充実を図ることで、すべての子どもと家庭が安心して子育てできる環境整備を進めてまいります。［各区役所地域支援課、地域ケア推進課］

（4）学校内の環境を見直し、「相談して良いんだ」と子どもが感じられる模擬体験授業など、子どもの権利の説明だけで終わらせない取組を更に進める必要

●心の健康に起因する問題について、精神科医等を派遣して学校で面接相談を実施し、学校の養護教諭等が行う健康相談に対して支援を行いました。また、子どもの心の健康問題に関する研修会を行い、児童生徒の心の健康問題への啓発活動を実施しました。校内の相談体制については、児童生徒・保護者を対象にした相談しやすい窓口、身近な相談場所の充実に取り組みました。メール相談事業では、GIGA 端末からのアクセスがしやすく整備したほか、身近な相談場所としてのスクールカウンセラー配置事業においては、配置を令

和８年度より小学校にも広げました。児童生徒の心の健康問題に適切に対処するため、学校における相談・支援体制に加え、医療的な視点を含めた専門的支援が行えるよう、関係機関と連携した支援体制の一層の充実を図っていきます。また、スクールカウンセラーの配置については、小学校及び特別支援学校への拡充を引き続き検討してまいります。［教育委員会事務局指導課、健康教育課、教育相談センター］

【提言5】子どもの相談・救済を担う人の待遇改善と人員増員、充実した研修内容の実現

[提言内容]
(1)子どもの相談・救済等を担う人の給与など、待遇改善・向上に取り組む必要
(2)子どもの権利の視点に立った質の高い支援を可能にする職員研修の充実を図る必要
(3)子どもの相談・救済等を有効に進めていくための体制作りや支援ツール導入の必要

(1)子どもの相談・救済等を担う人の給与など、待遇改善・向上に取り組む必要

●子どもに関わる施設職員の待遇等については、施設を管理運営する指定管理者等の規定に基づき行われているものですが、最低賃金の上昇の影響を踏まえ、各施設において基本給等の増額が行われています。今後も職員の待遇改善に向け、指定管理者等と継続的に協議を行うとともに、必要に応じて人件費等の増加に係る対応について庁内調整を進めていきます。[こども未来局青少年支援室]

●人権オンブズパーソン担当に配置する専門調査員（会計年度任用職員）は、本市が定める任用条件等に関する条例等に基づき雇用しており、専門調査員との意見交換等により働きやすい環境づくりに努めています。引き続き、働きやすい環境づくりに向け、専門調査員と緊密な意見交換等を行っていきます。[市民オンブズマン事務局]

●子どもの相談・救済等を担う人の働き方については、スクールカウンセラーを対象にしたアンケート等により実態把握と改善に努めております。またスクールカウンセラーの配置を令和 8 年度より小学校にも広げました。スクールソーシャルワーカー配置事業では、令和 7 年度に 1 名増員し、各区 2 名体制といたしました。スクールカウンセラーの配置について、小学校、特別支援学校への拡充を引き続き検討してまいります。スクールソーシャルワーカーの配置についても、他都市の待遇状況などの情報収集をしながら、よりよいあり方の検討を継続してまいります。[教育委員会事務局教育相談センター]

(2)子どもの権利の視点に立った質の高い支援を可能にする職員研修の充実を図る必要

●子どもの権利や条例に関する基礎知識に加え、各施設・団体の業務内容に応じた研修を実施するとともに、指定管理者等に対して、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修の継続的な実施に向け、指導助言及び情報提供を行いました。また、こども文化センターやわくわくプラザ等のスタッフに対し、子どもの権利や子どもへの関わり方、特別な配慮を要する子どもへの支援方法等を学ぶための資質向上研修を実施しました。講師派遣を行

った研修の様子や参加者アンケート結果を庁内で共有するなど、講師派遣に関する効果的な周知方法を検討するとともに、こども文化センター等の指定管理者等に対し、実践性や効果を高めるため、職員研修の充実に向けた情報提供を継続していきます。［こども未来局青少年支援室］

●行政職員や児童養護施設等の職員の権利意識の向上と専門性の強化を図り、子どもの権利を尊重した支援体制の充実に取り組みました。また、児童養護施設、乳児院等の職員が、子どもを権利の主体として捉え、尊重した支援を行うことができるよう、行政や関係団体が主催する子どもの権利擁護、意見表明等に関する研修等について情報提供を行っています。関係機関との意見交換等を通じて、指導及び助言を行うことにより、施設職員の専門性の向上を図り、子どもの権利を尊重した支援体制の充実を進めてまいります。児童相談所や区役所等で子ども家庭相談業務を行うにあたり、基礎となる子どもの権利について研修の機会を設けることで、意識と業務の質の向上につながると考えられるため、研修を継続してまいります。児童養護施設等の職員が、子どもの権利や意見表明、相談救済に関する理解を継続的に深められるよう、引き続き、各種研修等の情報提供及び施設訪問等を通じた指導助言を行ってまいります。［こども未来局児童家庭支援・虐待対策室］

●人権オンブズパーソンへの相談等に対応する専門調査員に対し、業務に必要な研修をはじめ、子どもの人権等に関わる NPO 法人等との情報交換会や他自治体の子どもの相談救済機関との合同研修及び意見交換を目的としたフォーラムへの参加を促すなど、幅広い知識の習得や人材育成等に向けた取組を行っています。引き続き、専門調査員に対し、知識の習得機会の提供や人材育成等に向けた取組を行っていきます。［市民オンブズマン事務局］

（3）子どもの相談・救済等を有効に進めていくための体制作りや支援ツール導入の必要

●外国人市民の相談窓口が 2 か所あり、多言語対応相談員による生活支援や情報提供等を実施しています。また、「多文化共生総合相談ワンストップセンター」では、11 言語により、窓口や電話、メール、オンラインで相談ができます。「かわさき多文化共生プラザ」では、6 言語により、窓口や電話、受付フォーム、オンラインで相談ができる体制を整備するなど、外国人市民が言語や文化の違いによる不安や課題を抱えた際に、必要な相談や情報提供を受けられる体制の充実に努めています。外国人市民の相談窓口を引き続き開設するとともに、「かわさき多文化共生プラザ」に外国人支援コーディネーターを配置するなど外国人市民への相談支援体制の充実に向けた取組を進めます。［市民文化局多文化共生推進課］

●こども文化センターや子ども夢パーク等のスタッフは、日頃から利用する子どもたちに積極的に声をかけ、コミュニケーションを図ることで、信頼関係を築き、子どもたちが気軽に相談しやすい環境づくりに努めました。また、各施設において、支援が必要と思われる子どもについては、所内会議等で情報共有を行い、一人ひとりの状況に応じた対応に努めるとともに、特別な配慮を要する子どもの居場所となるよう取り組みました。継続して子どもたちが安心して相談できる環境づくりに取り組むとともに、支援が必要と思われる子どもについては、所内会議等で情報共有を行うほか、必要に応じて、学校や児童相談所などの関係機関と連携した取組を進めることで、子どもたちが慕っていたスタッフ等が異動した場合でも、施設として一貫した支援ができるよう、指定管理者等と連携した対応を行ってまいります。［こども未来局青少年支援室］

●複雑かつ多様化する児童相談に適切に対応するため、各職場における丁寧な業務指導や日常的な助言等による効果的なＯＪＴを推進するとともに、研修体系に基づく計画的なＯＦＦ－ＪＴを実施し、職員一人ひとりの専門性の向上を図りました。また、施設入所児童及び里親委託児童が自らの権利や相談先を知ることができるよう、「子どもの権利ノート」を配布するとともに、令和８年度から市内児童養護施設を対象とした意見表明等支援事業を開始し、意見表明等支援員による施設訪問を通じて、子どもが意見や気持ちを表明できる機会の確保を進めました。これらの取組を通じて、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ち、権利を尊重した相談支援及び権利擁護を推進しています。児童の意思や気持ちを尊重し、子ども自身が課題解決の主体となるプロセスを重視した相談援助を実施するとともに、施設入所児童及び里親委託児童の権利擁護を推進するためには、職員の高い専門性と、子どもの意見を適切に支援へ反映する仕組みが不可欠です。このため、引き続き職員の専門性の向上に取り組むとともに、「子どもの権利ノート」の活用及び意見表明等支援事業を着実に実施し、子どもの意見や気持ちを丁寧に受け止めながら、関係機関と連携して適切な支援につなげてまいります。［こども未来局児童家庭支援・虐待対策室］

●相談カードを作成し、市立小中高校及び特別支援学校に在籍する児童生徒に配布することで、様々な相談窓口に関する情報を得て相談できる環境づくりを行いました。また、児童生徒がより容易に相談できるよう、メールやLINEによる相談窓口へアクセスできる二次元コードを引き続き掲載しました。児童生徒が悩みや不安を抱えた際に容易に相談できるよう、相談カードの配布を継続するとともに、メールやLINEによる相談窓口へアクセスできる二次元コードを掲載するなど、相談しやすい環境づくりに引き続き取り組んでまいります。［教育委員会事務局教育政策室、カリキュラムセンター、教育相談センター］

●人権オンブズパーソンへの相談等に対応する専門調査員の幅広い知識の習得や人材育

成等に向け、業務に必要な研修をはじめ、子どもの人権等に関わるNPO法人等との情報交換会や他自治体の子どもの相談救済機関との合同研修及び意見交換を目的としたフォーラムへの参加を促す取組を行っています。また、子どもが人権オンブズパーソンに気軽に相談できるよう、人権オンブズパーソン等が学校を訪問する「子ども教室」の実施や、電話だけでなくGIGA端末等からテキストでも相談できる環境を整備し、小中学校の児童生徒に配布している相談カードに電話番号とともに相談受付フォームへアクセスできる二次元コードを掲載するなど、相談しやすい環境づくりに取り組んでいます。引き続き、専門調査員の知識の向上等に向けた取組を行うとともに、子ども教室等を通じて子どもの声を聴きながら、子どもが安心して気軽に相談できる環境づくりに取り組んでいきます。
［市民オンブズマン事務局］

参考資料

4川こ青第７８５号
令和４年１２月２７日

川崎市子どもの権利委員会
委員長　鈴木　秀洋　様

川崎市長　福　田　紀　彦

第８期川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例（平成１２年川崎市条例第７２号）第３８条第２項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

１　諮問事項

子どもの相談及び救済機関の利用促進

２　諮問の理由

急速な少子高齢化の進展や社会経済状況の変化、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもを取り巻く環境は大きく変容しています。

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査において、「困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「できない」「したいと思わない」」と回答する子どもの割合が増加傾向にあることを踏まえ、これまで以上に子どもが相談しやすい環境づくりを行っていくことが大切になっていると考えられます。

「子どもの相談及び救済」については第３期子どもの権利委員会において、相談機関ごとに広報の手段、相談機会の確保、相談場所の環境整備、相談員の研修システムの充実等について提案があり、必要な措置をしてきましたが、改めて現在の社会状況等も踏まえ、子どもの相談及び救済機関の利用促進について多様な視点から検証をいただくため諮問するものです。

（こども未来局青少年支援室子どもの権利担当）
電話０４４－２００－２３４４

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第８期川崎市子どもの権利委員会からの

「子ども相談及び救済機関の利用促進（答申）」

の提言に対する措置

令和８（２０２６）年１１月

川崎市こども未来局青少年支援室（子どもの権利担当）
〒 210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
電話　044-200-2344　　ＦＡＸ　044-200-3931